

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する
法律案（政府案）
新型コロナウイルス休業者・失業者支援法案
対比表

第一 休業者等に対する給付金制度の創設

	政府案 (第4条～第7条)	新型コロナウイルス休業者・ 失業者支援法案 (第2条～第6条)
1 目的	労働者の失業の予防	収入が減少した労働者の生活支援
2 対象者	雇用保険の被保険者及び被保険者でない労働者 (ただし、実際は <u>中小企業の労働者</u> を想定) (パート・アルバイト、常用型・登録型派遣、その他の非正規労働者(学生、ひとり親等)は、 <u>労働契約が継続している間のみ対象</u>)	<u>全ての労働者</u> ⇒大企業の労働者も可 ⇒パート・アルバイト、常用型・登録型派遣、その他の非正規労働者(学生、ひとり親等)は、 <u>労働契約が終了していても対象</u>
3 要件	①休業させられ、②その休業期間の全部又は一部について賃金の支払を受けられなかったこと ⇒休業手当が支給されていれば、 <u>支給不可</u> ⇒申請は <u>休業証明が必要</u> であるが、収入証明でも可となるか？	休業前比で <u>賃金が一定程度減少</u> したこと ⇒休業手当が支給されていても、要件に該当すれば <u>支給可</u> ⇒申請は <u>収入証明のみで可とする</u>
4 支給額	<u>休業前賃金の80%</u> を支給 (休業実績に応じて支給)	(1) 休業前賃金が一定額以上の者 ⇒ <u>休業前賃金の80%相当額まで支給</u> (2) 休業前賃金が一定額未満の者 ⇒ <u>休業前賃金相当額まで支給</u>

第二 雇用保険法の特例（基本手当関係）

	政府案 (第3条)	新型コロナウイルス休業者・ 失業者支援法案 (第7条～第10条)
1 対象者	(1) 緊急事態措置発令の前の日に失業した場合 ⇒就職が困難な受給資格者以外の受給資格者 (2) 緊急事態措置発令中に失業した場合 ⇒(1)のうち、特定理由離職者又は特定受給資格者 (3) 緊急事態措置終了後に失業した場合 ⇒(2)のうち、新型コロナの影響で離職を余儀なくされた者	法律の施行日から政令で定める日までの間の <u>全ての基本手当の受給資格者</u>
2 給付延長の期間	原則 <u>60日</u> を限度として公共職業安定所長が <u>個別</u> に判断	原則 <u>90日</u> を <u>一律</u> に延長
3 給付額の計算方法の特例	特段の定めなし (ただし、雇用保険法§17Ⅲにより、右と同様の特例を発動する可能性あり)	<u>令和2年2月から政令で定める月までで収入が著しく減少した月を算定基礎としない</u>
4 給付額の特例	特段の定めなし (賃金日額の50%～80%のまま)	基本手当の額を <u>増額</u> (賃金日額の50%～80% ⇒賃金日額の <u>70%～100%</u>)

第三 その他

	政府案	新型コロナウイルス休業者・失業者支援法案
1 職業訓練受講給付金	<u>なし</u>	2月から職業訓練受講給付金と同等の <u>臨時職業訓練受講給付金を支給</u> （第11条～第14条）
2 生活保護法の要保護者に対する支援措置	<u>なし</u>	① <u>扶養義務者の扶養状況調査その他の要保護者の調査の簡素化・合理化</u> ② <u>積極的な保護の実施に努める義務を課す</u> (第15条)
		要保護者が生活保護の開始申請をするまでの間においても、 <u>生活に必要な資金の融通等の措置を講ずる</u> （第16条）
3 国・事業主の責務	<u>なし</u>	① 国に対し、本法に基づく労働者生活支援給付金の支給等の措置を実施するに当たっては、これらの措置が新型コロナウイルス感染症等の影響を緩和するための特別の措置であることを踏まえ、休業手当の支払の状況、雇用保険法の雇用安定事業の実施の状況等を勘案して、 <u>国民の勤労意欲の増進を阻害することがないように適切な配慮をする義務を課す</u> （第17条） ② 事業主に対し、 <u>本法に基づく措置への協力、労働法令の遵守及び労働者の雇用継続に配慮する努力義務を課す</u> （第18条）
4 検討条項	<u>なし</u>	① 個人事業者に対する持続化給付金その他の給付金の支給状況に鑑み、必要があれば <u>被用者類似の働き方をする個人事業者の生活支援のための給付金制度を創設することを検討</u> (附則第3条第1項) ② 休業手当の支払を促進する観点から、 <u>休業手当を支払った事業主に対する金融上の支援、税制上の優遇措置を講ずることを検討</u> (附則第3条第2項)